

○府中市生涯学習審議会条例施行規則

平成15年4月1日
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市生涯学習審議会条例（平成15年3月府中市条例第5号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長の任期)

第2条 府中市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(分科会の議決)

第3条 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(事務局)

第4条 教育委員会事務局に、審議会の事務を処理するため事務局を置く。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(府中市社会教育委員会に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 府中市社会教育委員会に関する規則（昭和35年10月教育委員会規則第6号）

(2) 府中市公民館運営審議会規則（昭和46年4月教育委員会規則第6号）